

秋田県医師国民健康保険組合第116回通常組合会は、平成26年2月22日 秋田市中通七丁目
2-1「ホテルメトロポリタン秋田」で開催された。

議員定数 30名、出席者 22名、欠席者 8名

出席した議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|----|------|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 稲葉八雲 | 10番 | 高橋裕 | 18番 | 吉方清治郎 |
| 2番 | 石田晃二 | 12番 | 熊谷理夫 | 21番 | 根田芳昌 |
| 4番 | 高木紘一 | 13番 | 曾根純之 | 22番 | 工藤透 |
| 5番 | 村山仁 | 14番 | 渡辺一 | 23番 | 桑山明久 |
| 6番 | 松岡一志 | 15番 | 渡邊毅 | 26番 | 児玉光 |
| 7番 | 三浦由太 | 16番 | 滑川五郎 | 27番 | 吉田賢志 |
| 8番 | 木村衛 | 17番 | 後藤眞暎 | 28番 | 久保信之 |
| 9番 | 山須田健 | | | | |

欠席した議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 3番 | 早川正明 | 20番 | 遠藤勝實 | 29番 | 高橋喜重 |
| 11番 | 織田尚明 | 24番 | 木村元 | 30番 | 小笠原武 |
| 19番 | 佐藤裕明 | 25番 | 作左部昇 | | |

出席した役員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|------|-------|----|------|----|------|
| 理事長 | 大野忠 | 理事 | 橋本正幸 | 監事 | 高橋正喜 |
| 副理事長 | 千葉二美夫 | 理事 | 佐藤祥男 | | |
| 常務理事 | 大高詳一郎 | 理事 | 笹尾知 | | |
| 常務理事 | 櫻庭清 | 理事 | 俵谷幸蔵 | | |

欠席した役員は、次のとおりである。

| | |
|----|------|
| 監事 | 中島規道 |
|----|------|

本日の会議は、次の通りである。

- 1・開会
- 2・資格確認
- 3・議事録署名人選任
- 4・理事長あいさつ
- 5・報告
 - 報告第1号 平成25年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）に関する専決処分について
 - 報告第2号 組合慶弔に関する内規の制定について
 - 報告第3号 自家診療の給付制限について
- 6・議事
 - 議案第1号 平成25年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について
 - 議案第2号 平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
 - 議案第3号 組合同約の一部改正について
 - 議案第4号 平成26年度事業計画について
 - 議案第5号 平成26年度一般会計歳入歳出予算について
 - 議案第6号 平成26年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について
 - 議案第7号 積立財産の処分について
- 7・協議
- 8・その他
- 9・閉会

(石田議長が議長を務める)

議長

ただ今より、第116回通常組合会を開会します。(午後3時45分)
はじめに、資格確認を行ないます。

本日の出席者は19名で、過半数を超えておりますので、国民健康保険法施行令第13条第1項の規定により、会議は成立しております。

しかし、本日の議案の提出案件に、組合規約の一部改正案が含まれています。

規約改正を議決するためには、議員定数の3分の2以上の出席、つまり20人以上の出席が必要であります。現在のところ、この人数には達していません。

従いまして、議案第3号につきましては、条件を満たしたうえでご審議をいただくこととなりますので、進行が前後することもありますので、あらかじめご了承くださいようお願いします。

なお、事前に、本日の組合会に、22名の先生から出席する旨の報告をいただいております。

(26番 児玉議員が入室し着席する)

議長

20名の出席となりました。国民健康保険法施行令第13条第2項の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名人の選任ですが、慣例によりまして私から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、指名いたします。

1番の 稲葉 先生、 8番の 木村 先生
のお二人の方をお願いします。

それでは、2頁の次第によって会議を進めます。
大野理事長からあいさつをお願いします。

理事長

別紙のとおりあいさつを行う。

(7番 三浦議員が入室し着席する)

議長

ありがとうございました。
ただ今の理事長のあいさつに対しまして、何か、ご質問、ご意見など、
ございませんか。

(発言なし)

議長

特にないようでございます。
次の5の報告に入ります。

最初に、「報告第1号平成25年度一般会計歳入歳出補正予算(第2号)
に関する専決処分について」、報告をお願いします。

櫻庭常務理事

議案書3頁から6頁の「報告第1号平成25年度一般会計歳入歳出補
正予算(第2号)に関する専決処分について」を説明。

議長

ありがとうございました。
ただ今の報告に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お
願いします。

(発言なし)

議長

特にご発言がないようです。
次の「報告第2号組合慶弔に関する内規の制定について」に入ります。
報告をお願いします。

大高常務理事

議案書7頁から9頁の「報告第2号組合慶弔に関する内規の制定につ
いて」を説明。

議長

ありがとうございました。
ただ今の報告に対しまして、ご質問等がございましたら、お願いしま
す。

(発言なし)

議長

特にご発言がないようですので、次の「報告第3号自家診療の給付制限について」に入ります。
報告をお願いします。

大高常務理事

議案書11頁から13頁の「報告第3号自家診療の給付制限について」を説明。

(16番 滑川議員が入室し着席する)

議長

ありがとうございました。
ただ今の報告に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

(発言なし)

議長

特にご発言がないようですので、6の議事に入ります。
最初に、「議案第1号平成25年度一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を議題といたします。
説明をお願いします。

櫻庭常務理事

議案書15頁から19頁の「議案第1号平成25年度一般会計歳入歳出補正予算(第3号)について」を説明。

議長

ありがとうございました。
それでは、ただ今説明をいただきました議案第1号について、質疑を行ないます。
どなたか、ご質問、ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議長

ご発言がないようですので採決に入ります。

「議案第1号平成25年度一般会計歳入歳出補正予算（第3号）について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、「議案第2号平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を議題といたします。

説明をお願いします。

櫻庭常務理事

議案書21頁から23頁の「議案第2号平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を説明。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただ今説明をいただきました議案第2号について、質疑を行ないます。

どなたか、ご質問、ご意見等ございませんか。

（発言なし）

議長

ご発言がないようですので採決に入ります。

「議案第2号平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、「議案第3号組合同規約の一部改正について」についてであります。先程申しあげましたように、規約改正の審議にあたっては、組合会議員の定数の3分の2以上で決することになっています。

出席者数は3分の2を超えていますので、議案第3号を議題といたし

| | |
|--------------|--|
| 大高常務理事 | <p>ます。</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>議案書 25 頁から 30 頁の「議案第 3 号組合規約の一部改正について」を説明。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第 3 号について、質疑を行ないます。</p> <p>どなたか、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(18 番 吉方議員挙手)</p> |
| 18 番 吉方議員 | <p>細かいところで申し訳ありません。27 頁の 2 項で「同一の死亡」となっていますけども、28 頁では「同一死亡」となっていますが、どちらが正しいのでしょうか。</p> |
| 大高常務理事 | <p>はい。「同一の」でございます。失礼いたしました。</p> |
| 18 番 吉方議員 | <p>後の方に「の」が入るわけですね。ありがとうございました。</p> |
| 議長 | <p>ほかに、ご発言ありませんか。ないようなので、採決に入りたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>「議案第 3 号組合規約の一部改正について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。</p> |
| 議長 | <p>続きまして、「議案第 4 号平成 26 年度事業計画について」を議題といたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| | 説明をお願いします。 |
| 大高常務理事 | 議案書33頁から36頁の「議案第4号平成26年度事業計画について」を説明。 |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第4号について、質疑を行ないます。</p> <p>どなたか、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 議長 | <p>ご発言がないようですので採決に入ります。</p> <p>「議案第4号平成26年度事業計画について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成(賛成多数)ですので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>続きまして、「議案第5号平成26年度一般会計歳入歳出予算について」と「議案第7号積立財産の処分について」は関連がありますので、一括議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p> |
| 櫻庭常務理事 | 議案書39頁から65頁の「議案第5号平成26年度一般会計歳入歳出予算について」と75頁の「議案第7号積立財産の処分について」を説明。関連して、説明資料13頁から14頁の給付費の推移を説明。 |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今説明をいただきました議案第5号と議案第7号について、質疑を行ないます。</p> |

どなたか、ご質問、ご意見等ございませんか。

(7番 三浦議員挙手)

7番
三浦議員

今のご説明の内容とは少し違いますが、目に入りましたのが、説明資料の14頁で、療養費が227万円となっています。それで、柔整代などに月額13万程度、年額156万円程度、支払われているとありますが、柔整の療養の場合は、慢性疾患は、かかれないことになっているんですね。普通の腰痛や、ひざが痛いことで柔整にかかるっていうことは、できないことになっていて、捻挫など外傷でないと、かかれないという規定になっています。

医師国保として、組合員に対して、なぜ柔整にかかったのか、一般的な腰痛やひざ痛の場合は柔整には、かかれないんだということを、周知徹底すると予算額も減額となってくると思うんですが。

櫻庭常務理事

専門外で十分に知識を持ち合わせていませんので、専門の先生から詳しく教えて下さい。

7番
三浦議員

はい、了解しました。あとで事務局の方に整形外科の資料とかを差し上げます。

議長

ほかに、ご発言ありませんか。

それでは、ご発言がないようですので採決に入ります。

「議案第5号平成26年度一般会計歳入歳出予算について」と「議案第7号積立財産の処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。

議長

戻りまして、「議案第6号平成26年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について」を議題とします。

説明をお願いします。

櫻庭常務理事

議案書 67 頁から 73 頁「議案第 6 号平成 26 年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について」を説明。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただ今説明をいただきました議案第 6 号について、質疑を行ないます。

どなたか、ご質問、ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議長

特にご発言がないようですので採決に入ります。

「議案第 6 号平成 26 年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。

議長

以上で予定されておりました議案の審議は、全て終了いたしました。

続いて、7 の協議に入ります。

執行部から、何かございますか。

(執行部から特にないとの声あり)

執行部からは、「特にない」ということです。

議員の皆さんから、何かございますか。

(発言なし)

特にないようです。

続いて、8 のその他についてであります。何かございますか。

(発言なし)

特にないようです。

これをもちまして、第116回通常組合会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

以上全議案の審議を終了し、午後4時45分に閉会した。

第116回通常組合会理事長挨拶

平成26年2月22日

お忙しいところ、ありがとうございます。今年は例年以上の豪雪で、県南の先生方は特に大変だったと思います。来週からは暖かくなるという天気予報のようで、期待しているところであります。

本日の組合会は今年度の補正予算、来年度事業計画及び予算等の審議、規約の改正となっております。よろしくお願い申し上げます。

昨年を振り返ってみますと組合員資格問題が昨年のもっとも大きなエネルギーを消費させられた問題でしたが、御蔭様できちんとした資格確認による組合員構成が出来ました。国より問題にされることはないと思います。ただし、この資格確認問題は組合が存続する限り続く問題でありますので、今後とも各種届出の適正化努力を続けてまいります。

この資格問題の余波とでも申しましょうか。第二種組合員家族其の他で約100名ほど被保険者が増加しましたので、それによる医療費の増加と思われる療養給付費増が昨年8月頃から、高額療養費増とともに目立ってきております。これは後程また触れますが、当組合の経営状況の厳しさに影響するようです。

さて、ご承知のように社会保障制度改革国民会議報告書が昨年8月6日に国に出され、医療分野の広汎な課題、すなわち①医療サービス提供体制、②健康増進医療費適正化、③在宅医療と終末期医療、④市町村国保の財政基盤と療養の範囲の適正化、⑤高齢者医療制度などについて方向性が出され、それを3年かけて実施していくためのプログラム法案も昨年12月5日に成立しました。これにより、社会保障審議会医療保険部会において本年4月から12月までに具体的な審議が行われ、この結果を踏まえて個別法案が27年度の通常国会に提出され、29年度までに見直しが順次実施される予定になりました。

このうち

①医療サービス提供体制については

- (a) 医療保険の財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平性の確保を図る。
- (d) 医療給付の重点化・効率化、療養の範囲の適正化を行う。
- (e) 後発医薬品の使用を促進する。
- (f) 難病対策対象疾患の拡大、認定基準の見直しで、類似制度との均衡を図る。

(g) 慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたる子どもとその家族を、難病対策と同様の措置で支援する。

また④の市町村国保の財政基盤の安定化として 27 年度から都道府県単位に広域化し、都道府県に国保運営と医療供給体制の管理責任を負わせる事も決まりました。また所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しが決定されました。

なお、保険診療の財源不足に対応する方法として、混合診療がありますが、その導入も当然可能性があります。さらに医薬品のインターネット販売が認可されることになりました。

持続可能な社会保障という基本的な考え方のもとに全体設計が大きく変わり、日本の医療やわれわれ保険者にも大きな変化を強いようとしています。少なくとも今年後半から 29 年度までは激しい変化が予想されます。

これに対し全医連は決議や国会議員への働きかけなどのほか、国保問題検討員会に「定率補助金の削減と各組合の財政への影響について」を諮問し、これによる各組合への影響調査が昨年 11 月になされて、その結果が来ております。

東北北海道ブロックとしては現段階では各組合とも独自の対応・取組を決めてはいませんが、補助率ゼロの場合各組合とも月額 5,000 円～8,000 円程度の値上げが必要と考えています。また組合は継続したいとの意向が強いです。

さて、この補助金削減により予想される実際の影響ですが、まだ削減幅が決まっていないものの全医連実施の国庫補助金削減の影響調査によれば補助金削減は療養給付費だけでなく、後期高齢者医療費支援金や介護納付金、老人医療費拠出金などにかかわる補助金にも関係します。24 年度実績で補助金 0 即ち補助金 0% になれば、当国保組合では年間約 1 億 2,000 万円（収入総額の 19.12%）の減収になります。全国では約 183 億円の補助金削減になるとのことです。秋田県医師国保の 24 年度実績では単年度黒字は 132 万円に過ぎず、25 年度の決算見込みの支出は 5 億 8,500 万円ですから国庫補助金削減は組合財政に多大の影響を及ぼします。

勿論補助金 0% でなければ、これより影響は少ないわけですが、補助金削減によりどれだけ当組合が保険料値上げをしなければならなくなるかは、もう少し情勢を見て、検討する必要があります。この対処のためには代議員を含めた国保問題検討特別委員会を設置して行う予定にしておりますが、しかしおそらく削減幅が決まるのは夏ごろ以降と思われます。3 年程度の激変緩和措置が設けられるはずですし、また今年は組合会議員および理事の選挙の年でもありますので、この補助金削減問題対処のための問題検討特別委員会の設置は 7 月の定例組合会で行っていただきたいと考えております。

なお、昨年 8 月以降の療養給付費が外来、入院件数増加とともに月平均約 400

万円ほど増加しています。そのため今回の組合会で審議していただく来年度予算案は医療給付費の計上額を、通常は過去 32 月の月平均額 21383 千円の 5%アップで計算するのですが、最近の療養給付費アップや 4 月からの初診料再診料アップ等の医療費増加要因を考慮して 10%アップで計上し、年間 2,796 万円の増、さらに予備費を 3,000 万円程度計上しております。したがって財源不足を補うために積立している支払準備金から 5,500 万円ほどを繰り入れざるをえない状態です。

このため積立金は大幅に減少し、法定費用ぎりぎりになります。そのためこのままでは来年の 27 年度は繰り入れ困難で、もし医療費のアップや補助金の削減状況などからさらに 27 年度も繰り入れが必要であれば補助金削減への対応に加えて、これを含めた保険料値上げも避けられないかと危惧しているところです。

また昨年 4 月からは特定健診・特定保健指導の新たな 5 年計画が始まっています。当組合では医師・配偶者の実施率が極めて低いために実施率向上に積極的に取り組む必要があります。厚労省は生活習慣病予防だけではなくロコモ予防のための新たな運動をも始めるようであり、保険者機能の強化がさらに求められることになり、当組合も特定健診・指導への活動をさらに強化しなければならないと思いますが、忙しい診療の合間をぬって如何にして先生たちに健診を受けていただくかの問題を考えていかなければなりません。難しい問題ですが何とかしなければならぬと思っています。

なお特定健診及び保健指導の検診料にかかる消費税アップについては県医師会との話し合い等により、それぞれ 3%アップすることにしております。

事務局内部の問題としては昨年末までにベテランの職員 2 名が退職し、新人 2 名が入りました。一生懸命頑張ってくれていますし、仕事の効率も非常に上がっておりますが、まだ不慣れなところがありますので、多少皆様にご迷惑をおかけするところがあるかもしれません。もう少しすれば良くなると思いますので、ご寛容をお願いいたします。

なおまた被保険者管理のための全国共通システムを導入するため作業を進めております。これによって組合員や被保険者全員の管理が効率的、効果的になる予定ですが、まだデータ移行を行っている段階で実際の運用を春から始めたいと思っはいるものの、ソフトの完成度にいまいちの感があり、大幅に遅れる可能性もあります。

現在は 26 年度からの補助金削減の見直しを控え、今はまだ嵐の前の静けさ的感覚ですが、この夏ころには大筋が見えてきそうです。

理事・職員一同厳しい時代に対処するためのいっそうの努力をしなければな

りませんので、代議員の皆様には今後ともよろしくご指導・ご支援をお願い申し上げます。